

徳島県介護分野就職支援金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が実施する徳島県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱に定められた介護分野就職支援金（以下、「就職支援金」という。）貸付事業の実施に係る書類の様式その他必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 要綱に定める就職支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護分野就職支援金貸付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 一 介護分野就職支援金利用計画書（別紙様式）
- 二 研修修了証（就職と同時に研修受講の場合は、研修終了後速やかに提出）
- 三 住民票（申請者と連帯保証人分）
- 四 所得課税証明書（申請者と連帯保証人分）
- 五 雇用契約書等雇用関係が確認できるもの
- 六 借入希望金額の根拠となるもの（見積書等）
- 七 個人情報取り扱いに係る同意書（様式第1号関係）
- 八 その他会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を二人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な成年者で県内に居住する者でなければならない。
- 3 申請者が未成年者であるときは、前項の連帯保証人のうち一人はその者の法定代理人でなければならない。
- 4 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負うものとする。
- 5 本会が実施する貸付制度において、現在債務を負う者や利用債権が償還期限内に終了していない場合は、連帯保証人として認めることはできない。
- 6 借受人が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（様式第14号）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(貸付選考委員会)

第4条 申請者の選考は、提出された書類の審査により、会長がこれを決定する。会長は、決定を行ったときは、直近に開催される介護福祉士等修学資金貸付選考委員会に

報告するものとする。

(選考結果の通知)

第5条 会長は、申請者に対して就職支援金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書を申請者に交付するものとする。

2 会長は、申請者に対して就職支援金を貸し付けない旨を決定したときは、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第6条 貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人の連署した借用書（様式第3号）及び誓約書（様式第2号）に、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、本会が指定する日までに会長に提出するものとする。

2 前項の期間内に借用書及び誓約書を提出しない者は、就職支援金の借受けを辞退したものとみなすものとする。

(就職支援金の交付)

第7条 会長は、就職支援金を原則として口座振込により、会長が定める期日に1回貸し付ける。（様式第4号）

(返還)

第8条 借受人又はその法定代理人若しくは連帯保証人（以下、「借受人等」という。）は、徳島県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第9の規定により就職支援金を返還しようとするときは、同規定に掲げる事由が生じた日から20日以内に介護分野就職支援金返還計画申請書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 借受人等は、返還計画に従い、それぞれ所定の支払期日までに、所定の元金を会長に返還するものとする。

3 会長は、借受人等が就職支援金の返還を完了したときは、当該借受人等にかかる借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく借受人等に返還するものとする。

(返還猶予手続)

第9条 借受人は、要綱第10の規定により就職支援金等の返還の猶予を受けようとするときは、当該事由が生じた日から30日以内に介護分野就職支援金返還猶予申請書（様式第6号）に当該事由を証する書面を添付して会長に提出するものとする。

2 会長は、介護分野就職支援金等返還猶予申請書を受け付けたときは、就職支援金の返還を猶予するかどうかを決定し、返還猶予承認書又は返還猶予不承認通知書を当該借

受人に送付するものとする。

- 3 猶予期間終了後も猶予承認事由が継続しており、引き続き返還の猶予を受けようとするときは、再度第1項の手続を経て会長の承認を受けるものとする。

(返還免除)

第10条 借受人等は、要綱第11の規定により、返還債務の免除を受けようとするときは、同規定第1項各号のいずれかに該当するに至った日から20日以内に介護分野就職支援金返還免除申請書（様式第8号）に当該事由を証する書面（介護等業務従事期間証明書（様式第9号））を添付し、会長に提出するものとする。

- 2 会長は、就職支援金の返還免除申請を受けたときは、就職支援金の返還を免除するかどうかを決定し、返還免除承認書又は返還免除不承認通知書を当該借受人に送付するものとする。

(就業状況報告)

第11条 借受人（返済債務が消滅した者を除く）は、就職後のその就業状況を介護等業務従事期間証明書（様式第9号）により、会長に報告するものとする。

(届出)

第12条 借受人は、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに次の様式により、会長に届け出なければならない。

- 一 就職支援金の貸付けを受けることを辞退するとき
介護分野就職支援金辞退届（様式第10号）
 - 二 要綱第8に定める返還免除対象業務に従事開始したとき
介護等業務従事届（様式第7号）
 - 三 前号の業務の従事先が変更となったとき
介護等業務従事先変更届（様式第11号）
 - 四 借受人又は連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき
氏名・住所変更届（様式第12号）
- 2 借受人の親権者若しくは相続人又は連帯保証人は、借受人が死亡したときは、借受人死亡届（様式第13号）に該当する事由を証する書面を添付し、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、徳島県と協議の上、会長が別に定める。

附 則 この規程は、令和3年12月24日から施行し、同年4月1日から適用する。